



日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

平成15年6月8日

「税務過疎」対策に関する要望書

税理士 謙山明子 (東京地方税理士会)
税理士 稲田めぐみ (千葉県税理士会)
税理士 菊地和仁 (東京税理士会)
税理士 坂田純一 (東京税理士会)
税理士 高垣希 (東京地方税理士会)
税理士 釣本享 (東京地方税理士会)
税理士 徳田匡泰 (東京税理士会)
税理士 平野信吾 (東京税理士会)
税理士 宮川雅夫 (東京税理士会)
税理士 村田裕人 (近畿税理士会)
(小笠原総合相談参加者名: あいえお順)
(連絡先) 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-1
全国青年税理士連盟
会長 全国青年税理士連盟
電話 03-3354-4162 FAX03-3354-4163

平素より全国青年税理士連盟の活動に深いご理解とご協力をいただきましてまことにありがとうございます。

私どもは、全国青年税理士連盟の会員である有志の集まりです。現在、私ども有志が取り組んでいる「税務過疎」地域における税務サービスの提供に関する活動につき、日本税理士会連合会および税理士会に下記の要望をいたします。

現在、東京都小笠原村には約2,500人（父島約2,000人、母島約500人）の住民が住んでおりますが税務署・法務局・裁判所といった施設は無く、専門士業は父島に土地家屋調査士が1人在住する以外は、税理士・弁護士・司法書士等は1人もおりません。東京と小笠原を結ぶ交通手段は、約1週間に1度の東京竹芝桟橋と父島とを結ぶ片道25時間半の船のみに限られ、人はもちろん生活物資の運搬全てをこれに頼る深刻な過疎地です。

かつて税理士会も小笠原での税務相談に取り組んだ実績があると聞き及んでおりますが、東京弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）が行っていた村民に対する法律相談の派遣事業が、平成9年より電話相談体制に切り替えられた後は、専門士業への直接のアクセスは断たれた状況のまま現在に至っています。

そこで全国青年税理士連盟と東京青年税理士連盟の会員有志は、いわゆる税務過疎地の納税者に対する税務サービスの提供を、税務の専門家たる税理士の果たすべき公益的業務の重要な責務と考え、青年弁護士・青年税理士・青年司法書士等と共に、平成13年2月に小笠原を訪問し、調査を兼ねて税務相談・法律相談を実施しました。その相談件数は約30件を数えました。さらに、同年11月、平成14年7月、平成15年2月と過去4回の訪問時にも、同様にそれぞれ約30件の相談が寄せられています。村民の税務・法務の専門家に対する期待は非常に大なるものがあります。

私どもは、業務独占を保証された税理士には、税務サービスを必要とする国民に対してそのサービスを提供する義務があるとの思いから、先極の税務過疎地ともいえる小笠原で相談活動を実践してきました。今後ともこの活動継続の必要を痛感しております。

また、小笠原役場からは相談事業の当初から広報や相談会場の確保等、多大な協力をいただいておりましたが、昨年度、私どもの訪問に要する渡航費用や宿泊費の一部を援助する予算が同村議会において可決され、この相談事業は小笠原村民のみならず小笠原村からも継続的な巡回を強く要望されています。

ご存知のとおり、小笠原村は東京・芝税務署の管轄下にあり、所轄法務局は東京・千代田区の東京法務局になります。こうした現状では、税理士が小笠原に在住して職務を果たすことは経営的に困難な状況にあります。小笠原への巡回税務相談を行うことにより、村民の税務問題に関するアクセスは格段に容易なものとなり、かつ、それは他の深刻な税務過疎地域に対するモデルケースとなりうるのではないかと考えます。

このたびの要望書の趣旨は、私どものこれまでの活動内容について報告申し上げ、ご理解をいただくとともに、下記の事項について、今後、日本税理士会連合会および税理士会が積極的にお取り組み下さるようお願いしたい、というところにあります。

要 望 事 項

- 巡回税務相談活動について
私どもの活動はあくまで有志によるもので、主催は「小笠原サポート専門家グループ」という任意のグループにすぎません。そのため、活動を行う上での信程度や資金面について非常に不安定な部分があります。したがいまして、今後の税理士会が取り組むべき課題として、また「税務過疎」対策のモデルケースとして小笠原巡回税務相談に取り組んでいただくとともに、日本各地に散在している「税務過疎」の解消を図るべく貴会の積極的な対応を望みます。

【参考】東京弁護士三会は「小笠原サポート専門家グループ」の活動を踏まえ、本年4月に「司法過疎」に関する調査団を小笠原村に派遣しました。その結果、直ちに、本年6月より毎月1名の弁護士を小笠原村に派遣し、父島・母島での継続的な法律相談に对应することを決定しましたことをご報告申し上げます。

以上

東京税理士会
会長 金子秀夫 殿



平成 15 年 6 月 8 日

「税務過疎」対策に関する要望書

税理士 謙山明子 (東京地方税理士会)
税理士 稲田めぐみ (千葉県税理士会)
税理士 菊地和仁 (東京税理士会)
税理士 坂田純一 (東京税理士会)
税理士 高垣希 (東京地方税理士会)
税理士 釣本享同 (東京地方税理士会)
税理士 高垣希 (東京税理士会)
税理士 德田匡泰 (東京税理士会)
税理士 平野信吾 (東京税理士会)
税理士 宮川雅夫 (東京税理士会)
税理士 村田裕人 (近畿税理士会)
(小笠原総合相談参加者名: あいとうお順)
(連絡先) 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-1
全国青年税理士連盟
会長 德田 長
電話 03-3354-4162 FAX03-3354-4163

平素より全国青年税理士連盟の活動に深いご理解とご協力をいただきましてまことにありがとうございます。
私どもは、全国青年税理士連盟の会員である有志の集まりです。現在、私どもも有志が取り組んでいる「税務過疎」地域における税務サービスの提供に関する活動につき、東京税理士会に下記の要望をいたします。

現在、東京都小笠原村には約 2,500 人（父島約 2,000 人、母島約 500 人）の住民が住んでおりますが税務署・法務局・裁判所といった施設は無く、専門士業は父島に土地家屋調査士が 1 人在住する以外は、税理士・弁護士・司法書士等は 1 人もおりません。東京と小笠原を結ぶ交通手段は、約 1 週間に 1 度の東京竹芝桟橋と父島とを結ぶ片道 25 時間半の船のみに限られ、人はもちろん生活物資の運搬全てをこれに頼る深刻な過疎地です。

かつて税理士会も小笠原での税務相談に取り組んだ実績があると聞き及んでおりましたが、東京弁護士三会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）が行っていた村民に対する法律相談の派遣事業が、平成 9 年より電話相談体制に切り替えられた後は、専門士業への直接のアクセスは断たれた状況のまま現在に至っています。

そこで全国青年税理士連盟と東京青年税理士連盟の会員有志は、いわゆる税務過疎地の納税者に対する税務サービスの提供を、税務の専門家たる税理士の果たすべき公益的業務の重要な責務と考え、青年弁護士・青年税理士・青年司法書士等と共に、平成13年2月に小笠原を訪問し、調査を兼ねて税務相談・法律相談を実施しました。その相談件数は約30件を数えました。さらに、同年11月、平成14年7月、平成15年2月と過去4回の訪問時にも、同様にそれぞれ約30件の相談が寄せられております。村民の税務・法務の専門家に対する期待は非常に大なるものがあります。

私どもは、業務独占を保証された税理士には、税務サービスを必要とする国民に対してそのサービスを提供する義務があるとの思いから、究極の税務過疎地ともいえる小笠原で相談活動を実践してきました。今後ともこの活動継続の必要を痛感しております。

また、小笠原村役場からは相談事業の当初から広報や相談会場の確保等、多大な協力をいただいておりましたが、昨年度、私どもの訪問に要する渡航費用や宿泊費の一部を援助する予算が同村議会において可決され、この相談事業は小笠原村民のみならず小笠原村からも継続的な巡回を強く要望されております。

ご存知のとおり、小笠原村は東京・芝税務署の管轄下にあり、所轄法務局は東京・千代田区の東京法務局になります。こうした現状では、税理士が小笠原に在住して職務を果たすことは経営的に困難な状況にあります。小笠原への巡回税務相談を行うことにより、村民の税務問題に関するアクセスは格段に容易なものとなり、かつ、それは他の深刻な税務過疎地域に対するモデルケースとなりうるのではないかと考えます。

このたびの要望書の趣旨は、私どものこれまでの活動内容について報告申し上げ、ご理解をいただきとともに、下記の事項について、今後、東京税理士会が積極的に取り組み下さるようお願いしたい、というところにあります。

要 望 事 項

- 巡回税務相談活動について
私どもの活動はあくまで有志によるもので、主催は「小笠原サポート専門家グループ」という任意のグループにすぎません。そのため、活動を行うまでの信程度や資金面について非常に不安定な部分があります。したがいまして、今後の税理士会が取り組むべき課題として、また「税務過疎」対策のモデルケースとして小笠原巡回税務相談に取り組んでいただくとともに、日本各地に散在している「税務過疎」の解消を図るべく貴会の積極的な対応を望みます。

【参考】東京弁護士三会は「小笠原サポート専門家グループ」の活動を踏まえ、本年4月に「司法過疎」に関する調査団を小笠原村に派遣しました。その結果、直ちに、本年6月より毎月1名の弁護士を小笠原村に派遣し、父島・母島での継続的な法律相談に対応することを決定しましたことをご報告申し上げます。

以上